

川越市立川越高等学校
いじめの防止等のための基本的な方針

川越市立川越高等学校

目 次

はじめに

I 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置について

II 基本方針

- 1 いじめに対する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの防止
- 4 早期発見
- 5 いじめに対する措置
- 6 いじめの解消に関する指針
- 7 重大事態への対処
- 8 その他の留意事項

III 関係機関等との連携

- 1 保護者・地域との連携
- 2 関係機関との連携

IV その他

- 1 P D C Aサイクルによる各学校におけるいじめの防止等の取組の検証
- 2 学校と家庭・地域や関係機関等との連携推進の促進

V いじめ防止年間計画（別紙）

はじめに

本校では、生徒全員が明るく、自らの目標に向かって、学業や部活動に積極的に取り組んでいる。しかし、悪気はないが相手の心を傷つけるような言動がないわけではない。学校では、「いじめはどこにでもある。」ことを教職員の共通認識のもと、思いやりある心を育むことや相手の人権を尊重することなどを重視して指導してきている。

川越市立川越高等学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）は、これらの指導や対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・川越市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校では、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込むものとする。

I 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置について

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「川越市立川越高等学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導部会を母体とし、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任や部活動の顧問等も加えることができるものとする。

また、問題対策委員会は学校基本方針に基づきいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

ただし、市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、県教育委員会の埼玉県いじめ問題調査審議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、学校基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

Ⅱ 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

次の3点を基本理念とする。

- 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として示す。
- いじめについて家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。
- いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

また、未然防止、早期発見、組織的対応をもとに、以下のように取り組む。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、生徒に「いじめを絶対に許さない」心を育てる。
- (2) いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、生徒からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにする。
- (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。
- (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備する。
- (5) いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている生徒を絶対に守り通すとともに、いじめられている生徒には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものである。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

また、個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知については「問題対策委員会」を活用して行う。

いじめを認知する方針

- (1) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (2) いじめられている生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (3) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

3 いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

また、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

具体的には次のとおりである。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする生徒の育成を図る。
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) 生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどにより、生徒と教職員がいじめについての認識を共有する。
- (4) 言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、生徒が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。
- (5) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- (6) 一人ひとりの生徒の個性等への理解を深め、生徒が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できる機会を提供する。
- (7) ホームルーム活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。

4 早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (1) 日常的な生徒相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 定期的にアンケート調査や定期的な教育相談を実施する等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 授業、学校行事、部活動の様子や個人面談を通して、日頃から生徒の様子や行動に気を配る。
- (4) 家庭訪問や保護者アンケート調査等を積極的に行い、家庭と連携して生徒を見守る。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した いじめについては、発見が難しいため、生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに問題対策委員会に報告する。報告を受けた問題対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

・いじめを受けている生徒の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐにいじめをした生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とするが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を問題対策委員会へ報告する。

・特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、問題対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の生徒等からの相談に応じる者及び保護者は、生徒等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事案があると思われるときは、いじめを受けていると思われる生徒等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」の規定に違反し得ることに十分留意する。

・いじめに係る情報や対応の経緯等については、生徒ごとに記録し、情報の共有化を図る。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、直ちに問題対策委員会に報告し、情報を共有する。

- ・問題対策委員会で協議し、関係生徒から事情を聞き取る等、学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・指導に困難な際、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている生徒及びその保護者への支援

- ・いじめを受けている生徒から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて見守りを行うなど、いじめを受けている生徒の安全を確保する。
- ・いじめを受けている生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめをしている生徒を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめを受けている生徒の心のケアのため、カウンセラー等の協力を得る。
- ・解決したと思われる場合も含め、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめをしている生徒から、事実関係の聴き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の外部専門家の協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめをしている生徒への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめをしている生徒に対する成長支援の観点から、当該生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ・計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ・ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ・インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 いじめの解消に関する指針

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめの行為の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。
- ・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の生徒の様子を含めいじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係生徒の人間関係等について、日常的に注意深く見守る必要がある。

7 重大事態への対処

「重大な事態」の意味を全関係者が理解しておく。万一、重大事態が発生してしまった場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、市教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態とは、いじめにより、生徒が次のような状況に至った場合とする。

- ・生徒が自殺を企図した
- ・身体に重大な傷害を負った
- ・金品等に重大な被害を被った
- ・精神性の疾患を発症した
- ・相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた

(2) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ、教育委員会は市長へ発生を報告する。

(学校は「事故速報」にて報告)

・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査に当たる。

(3) 教育委員会は重大事態の調査において、どこが主体で行うかを判断する。

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断する場合は教育委員会が主体で調査を行う。
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合も同様である。

(4) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

- ・教育委員会が主体で調査を実施する場合には、「川越市いじめ防止対策委員会」に専門的知識及び経験を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を要請する。

- ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。

- ・いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめをしている生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

- ・いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

- ・いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。

(5) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。

- ・情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(6) 調査結果については、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告する。(学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)

8 その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(1) 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。

- ・「問題対策委員会」を主体とし、必要に応じて、当該生徒の担任、当該生徒の所属する部活動の顧問、また、PTA役員、カウンセラー等を含むものとする。

- ・「問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・就職又は転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。

- ・学校基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者の意見も参考に
する。

(2) 校内研修の充実

- ・各学校のいじめ防止年間計画に基づき、全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題
に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員のカウンセリング能力等の向
上やいじめへの対応をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の充実を図る。

(3) 校務の効率化

- ・教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校
務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教員評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即
した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえ
てその改善に取り組む。

- ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

Ⅲ 関係機関との連携

1 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

(1) 相談窓口の周知

- ・相談窓口広報リーフレット等の配付による、相談窓口の周知
- ・教育センター等が行う相談活動の積極的な活用を図るための生徒及び保護者への周知（教
育センターの案内等）

(2) 情報モラルの啓発

- ・P T A対象の研修会等における情報モラルの啓発（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課と
の連携）

- ・情報化、情報モラルに係る研修会への保護者の参加

(3) いじめの未然防止の広報啓発

- ・いじめの未然防止のためのスローガン等による、いじめの未然防止の啓発
- ・入学説明会等の機会を活用した、入学前の生徒の保護者に対するいじめの未然防止に係る
啓発（学校基本方針の周知等）

(4) 学校基本方針や学校のいじめに対する取組の周知

- ・学校評議員会議等において、学校が抱えるいじめに係る状況や課題、学校基本方針に基づ
くいじめへの対応等について、共有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する仕組み
づくりの推進を図る。

2 関係機関との連携

いじめの状況に応じて、関係機関との連携、調整を図り、関係機関からの出席を依頼するなど、ケース会議などを立ち上げ、方針や具体的な対応策について協議し、迅速な解決と未然防止を図る。

(1) 警察との連携

- ・川越警察署生活安全課との日常的な連携
- ・学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課等との連携による保護者への啓発

(2) 児童相談所、市福祉部局及び法務局との連携

(3) 庁内関係課との連携

- ・青少年健全育成に関連する諸会議等の役割を踏まえ、学校との橋渡しを教育委員会へ依頼する等により、連携を推進

IV その他

1 PDCAサイクルによる各学校におけるいじめの防止等の取組の検証

- ・学校評価等において、いじめに係る評価項目を位置づけることにより、教員の自己評価や関係者評価を通して、各学校がいじめ防止等の取組を検証し、改善が図られるようにする。

2 学校と家庭・地域や関係機関等との連携推進の促進

- ・川越市が主催する事業等を通して、学校・家庭・地域の連携を強め、三者が協働してできることを検討し、実現に向けた積極的な取組を展開する。
- ・インターンシップなどの体験活動等を通して、異年齢集団による人間関係の中で豊かな心を育む。

V いじめ防止年間計画（別紙参照）